

公益財団法人酒田市美術館報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第13条、第27条及び第43条第4項の規定に基づき、評議員、役員及び情報公開審査会委員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第21条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 情報公開審査会委員とは、定款第43条第2項に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受けるものをいい、費用とは区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等をいい、報酬等とは区分されるものとする。

(報酬の額)

第3条 役員等の報酬は、別表の区分のとおり支給する。ただし、役員及び情報公開審査会委員の報酬は、各年度の総額が270万円を超えない範囲で支給する。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第3条に規定する公務員で、一般職及び常勤の特別職の場合には支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が職務遂行のために旅行するときは、次の各号により費用を弁償する。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃については、公益財団法人酒田市美術館旅費規程（以下「旅費規程」という。）に定めるところによる。

(2) 日当、宿泊料及び食卓料については、旅費規程に定めるところによる。

2 飛島地域へ旅行する場合は、旅費規程に定めるところによる。

(報酬の支給)

第5条 日額の報酬は、その支給の事由の生じた都度支給する。

2 月額報酬は、その月の21日に支給する。ただし、その支給日が日曜日、土曜日若しくは休日に当たるときは、その日前において支給日に最も近い日曜日、土曜日若しくは休日でない日とする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、現金をもって支給する。ただし、役員等の申し出に基づき、口座振替の方法により支払うことができる。

(公表)

第7条 美術館は、この規程をもって、認定法第20条第2項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名	報 酬 額
評議員	日額 5,700円
理事長、理事、監事	日額 5,700円
業務執行理事（館長理事）	月額 170,000円
情報公開審査会委員	日額 5,700円